



石川労働局発表
平成 29 年 12 月 13 日(水)

報道関係者 各位

【照会先】

石川労働局職業安定部職業対策課
課長 北南 介規
課長補佐 武苗 薫
地方障害者雇用担当官 今町 聡
電話 076(265)4428

平成 29 年石川県内の障害者雇用状況の集計結果について

石川労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成29年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

<集計結果の主なポイント>

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数 3,437.0 人、前年比 9.4%増（295.5 人増）
特に、精神障害者の伸び率（前年比 30.5%増）が大きい
- ・実雇用率 1.98%、前年比 0.1 ポイント上昇 [法定雇用率（2.0%）を下回る]
- ・法定雇用率達成企業の割合 56.7%、前年比 0.2 ポイント上昇
法定雇用率未達成企業数 430 社、前年比 3.9%増（16 社増）

<公的機関>（法定雇用率 2.3%、県等の教育委員会は 2.2%） ※（ ）は前年値

- ・県及び市町等：対象 35 機関、うち法定雇用率未達成は 2 機関、実雇用率 2.38%（2.38%）
- ・県等の教育委員会：対象 3 機関全て法定雇用率達成、実雇用率 2.26%（2.23%）

<地方独立行政法人>（法定雇用率 2.3%） ※（ ）は前年値

- ・対象 2 機関全て法定雇用率達成、実雇用率 2.44%（3.88%）

<今後の取組>

平成 30 年 4 月 1 日から 障害者の法定雇用率が引き上げになることや雇用率未達成企業が
増加していることを踏まえ、石川労働局・ハローワークでは、

- ①障害者就職面接会（1/25）を開催する等就職機会の提供
- ②障害者雇用の理解を促進するセミナー（1/18）等の開催
- ③障害者雇用が 0 人の企業を中心に、雇用事例の提供や職域開発を提案
- ④労働局・ハローワークが企業を訪問し、直接障害者雇用を要請

などに取組むことにより、障害者の雇用促進を図ることとします。

概要

障害者雇用状況報告の集計結果

1. 民間企業における雇用状況

(1) 調査対象企業…付属資料の第1表 (P9)

- ・2.0%の法定雇用率が適用される民間企業（常用雇用労働者数 50 人以上規模の企業）が対象となり、992 社で、前年より 41 社（4.3%）増加した。

(2) 雇用されている障害者の数、実雇用率…P4 の 1、2 及び付属資料の第1表・第2表 (P9)、第9表 (P14)

- ・調査対象企業において雇用されている障害者の数は 3,437.0 人で、前年より 9.4%（295.5 人）増加と、7 年連続で増加し、過去最高となった。特に、精神障害者が前年比 30.5%増と、増加幅が大きい。
- ・実雇用率は 1.98%（前年は 1.88%）と、6 年連続で上昇し、過去最高となった。なお、全国平均（1.97%）を上回ったのは、平成 20 年以来 9 年ぶりとなる。

(3) 法定雇用率未達成企業の状況…P4 の 2 及び付属資料の第9表 (P14)、第10表 (P15)

- ・法定雇用率達成企業の割合は 56.7%（前年は 56.5%）で、4 年連続で上昇したものの、未達成企業数が 430 社と、前年より 3.9%（16 社）増加した。
- ・法定雇用率未達成企業（430 社）のうち、不足数が 0.5 人又は 1 人である企業（1 人不足企業）は 74.0%（318 社）となっている。
- ・障害者を 1 人も雇用していない企業（障害者雇用ゼロ企業）が、法定雇用率未達成企業に占める割合は 58.6%（252 社）となっている。

(4) 企業規模別の状況…P5 の 3 及び付属資料の第3表・第4表 (P10)

- ・雇用されている障害者の数は、1,000 人以上規模で 640.5 人（前年は 552.5 人）と前年よりも 15.9%と最も増加した。
- ・500～1,000 人未満規模が、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに最も高くなっている。1,000 人以上規模のみ、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合ともに、全国平均を下回った。

(5) 産業別の状況…P6 の 4 及び付属資料の第5表～第8表 (P11～13)

- ・雇用されている障害者の数は、全ての産業で前年より増加した。
- ・産業別の実雇用率では、「医療福祉業」（2.98%）が最も高く、法定雇用率達成企業の割合では、「運輸業・郵便業」（66.7%）が最も高くなっている。また、実雇用率では、「建設業」（1.19%）、「卸売業・小売業」（1.51%）、「製造業」（1.91%）が、全国平均を下回った。法定雇用率達成企業の割合では、建設業（28.9%）が、全国平均を下回った。

2. 地方公共団体等における在職状況

(1) 県・市町等の機関（法定雇用率 2.3%）…附属資料の第 11 表・第 12 表（P16）

2.3%の法定雇用率が適用される地方公共団体等の機関（35 機関）に在職している障害者の数は 376.0 人で、前年より 1.8%（6.5 人）増加しており、実雇用率は 2.38%で前年と同率だった。

35 機関中 33 機関が達成。未達成の 2 機関については、公表日現在でともに達成済み。

(2) 県等の教育委員会（法定雇用率 2.2%）…附属資料の第 13 表・第 14 表（P17）

2.2%の法定雇用率が適用される教育委員会（3 機関）に在職している障害者の数は、156.5 人で前年と同数で、実雇用率は 2.26%で、前年より 0.03 ポイント上昇した。

※平成 17 年の法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、県内の個別の機関ごとの在職状況について発表することとしている。

[附属資料の第 15 表・第 16 表（P18, 19）]

3. 地方独立行政法人における雇用状況

地方独立行政法人（法定雇用率 2.3%）の機関（2 機関）に雇用されている障害者の数は 5.0 人で前年より 3.0 人減少した。実雇用率は 2.44%で前年より 1.44 ポイント低下した。

[附属資料の第 17 表（P19）]

平成 30 年 4 月 1 日から障害者の法定雇用率が引き上げになります

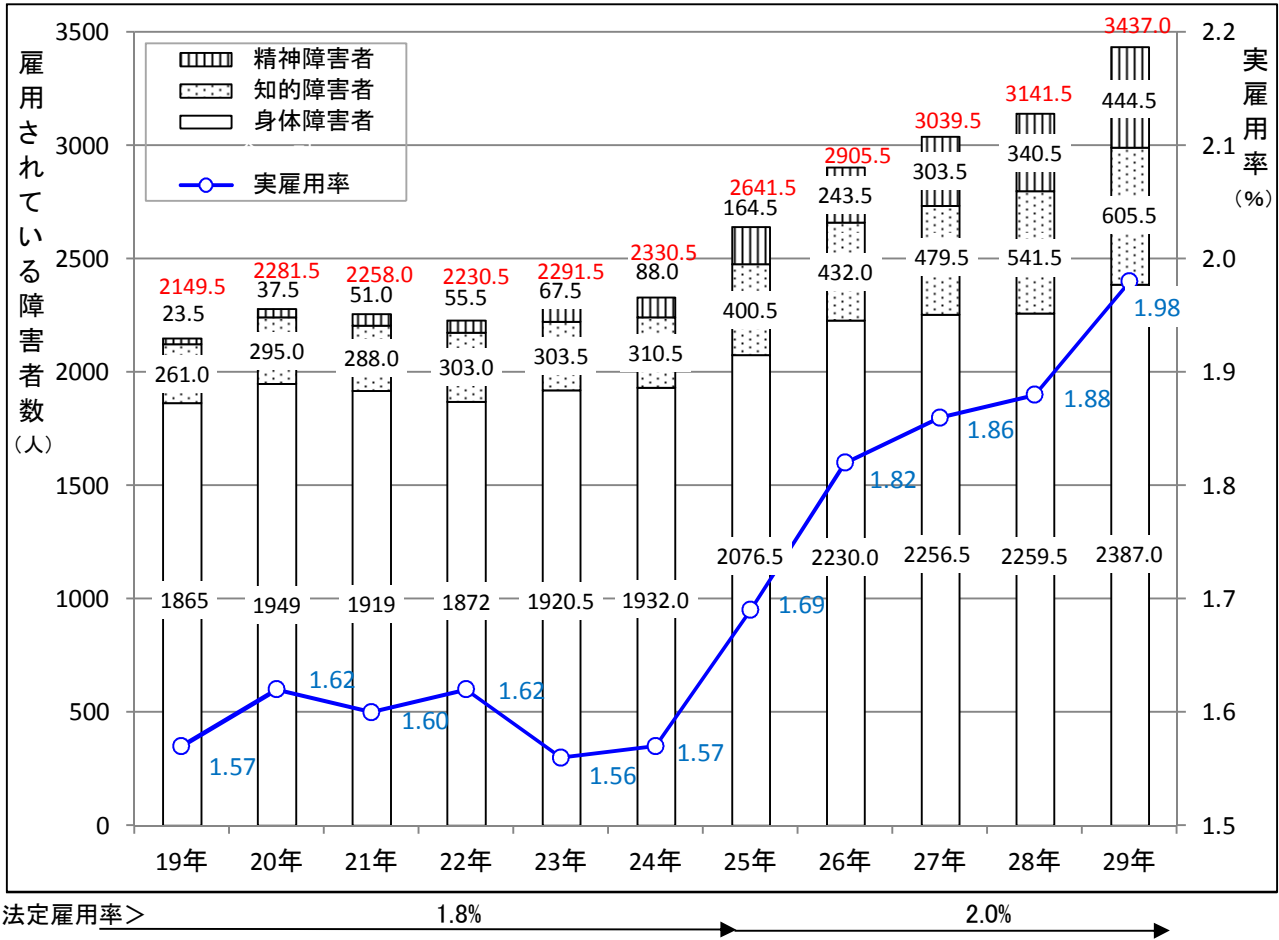
	法定雇用率 現行		平成 30 年 4 月 1 日以降
民間企業	2.0%	⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3%	⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	⇒	2.4%

平成 29 年 6 月 1 日現在の常用労働者数及び雇用障害者数のまま、法定雇用率が上記のとおり改定された場合のシミュレーション

1. 民間企業 法定雇用率を達成している企業 562 社のうち、58 社が未達成となり、新たに対象企業が 100 社程度増える見込み。
2. 公的機関 対象 40 機関のうち、12 機関が未達成となり、新たに対象機関が 2 機関程度増える見込み。

民間企業における障害者雇用状況

1. 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移(石川県内)

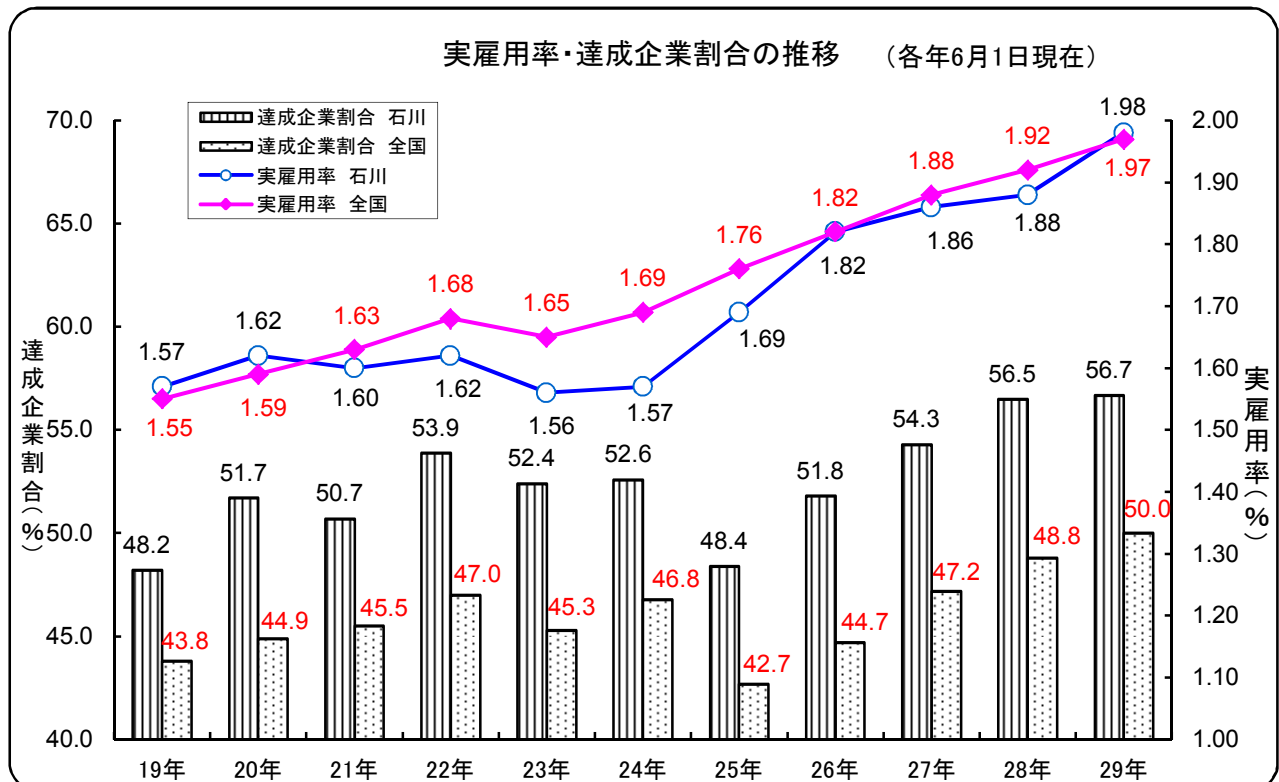


注1: 雇用義務のある企業(平成24年までは56人以上規模、平成25年以降は50人以上規模の企業)についての集計である。

注2: 「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

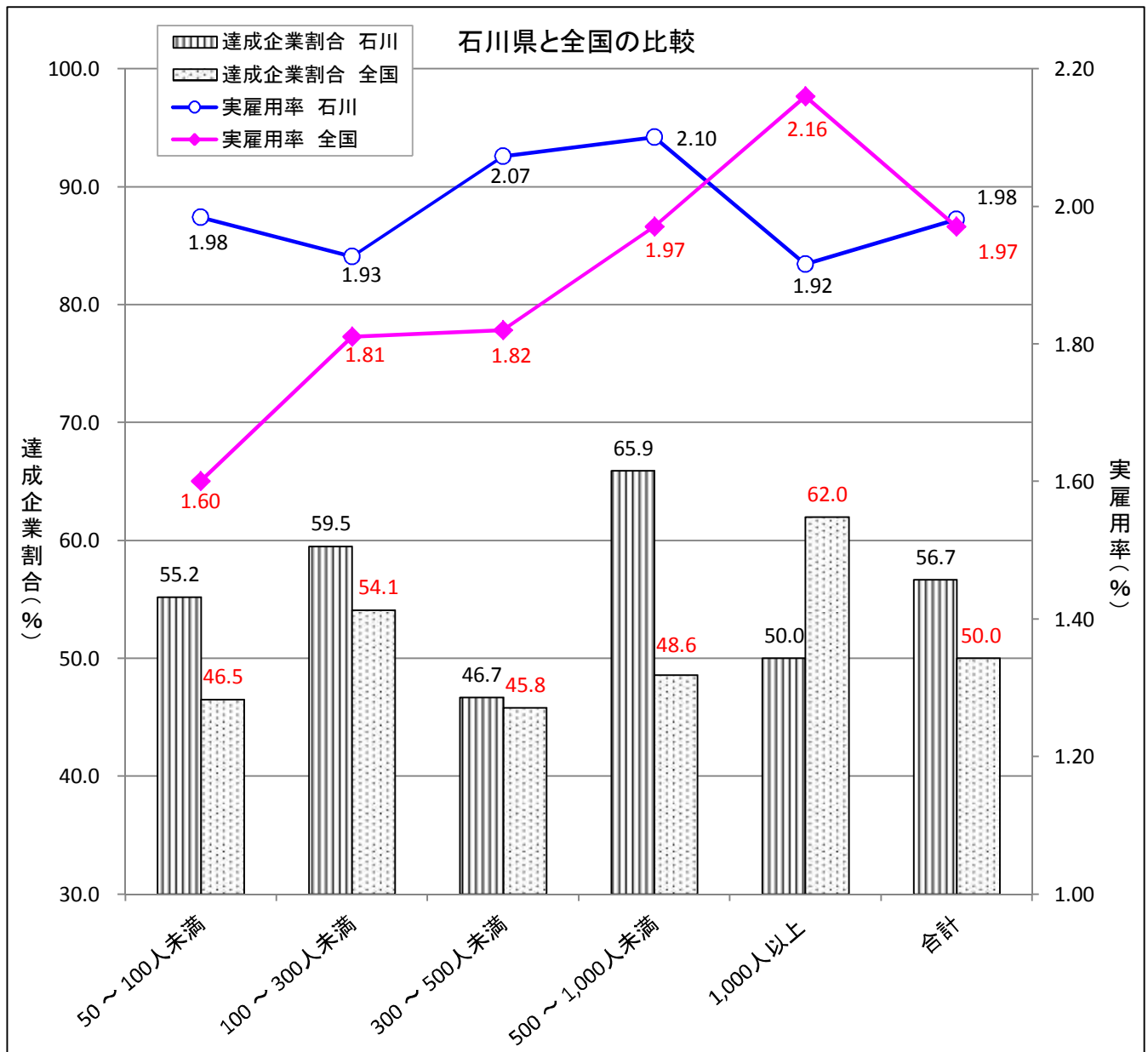
- ①平成18年度以降: 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)
- ②平成23年度以降: ①に加え、重度以外身体障害者又は重度以外知的障害者である短時間労働者(0.5カウント)

2. 実雇用率・達成企業割合の推移



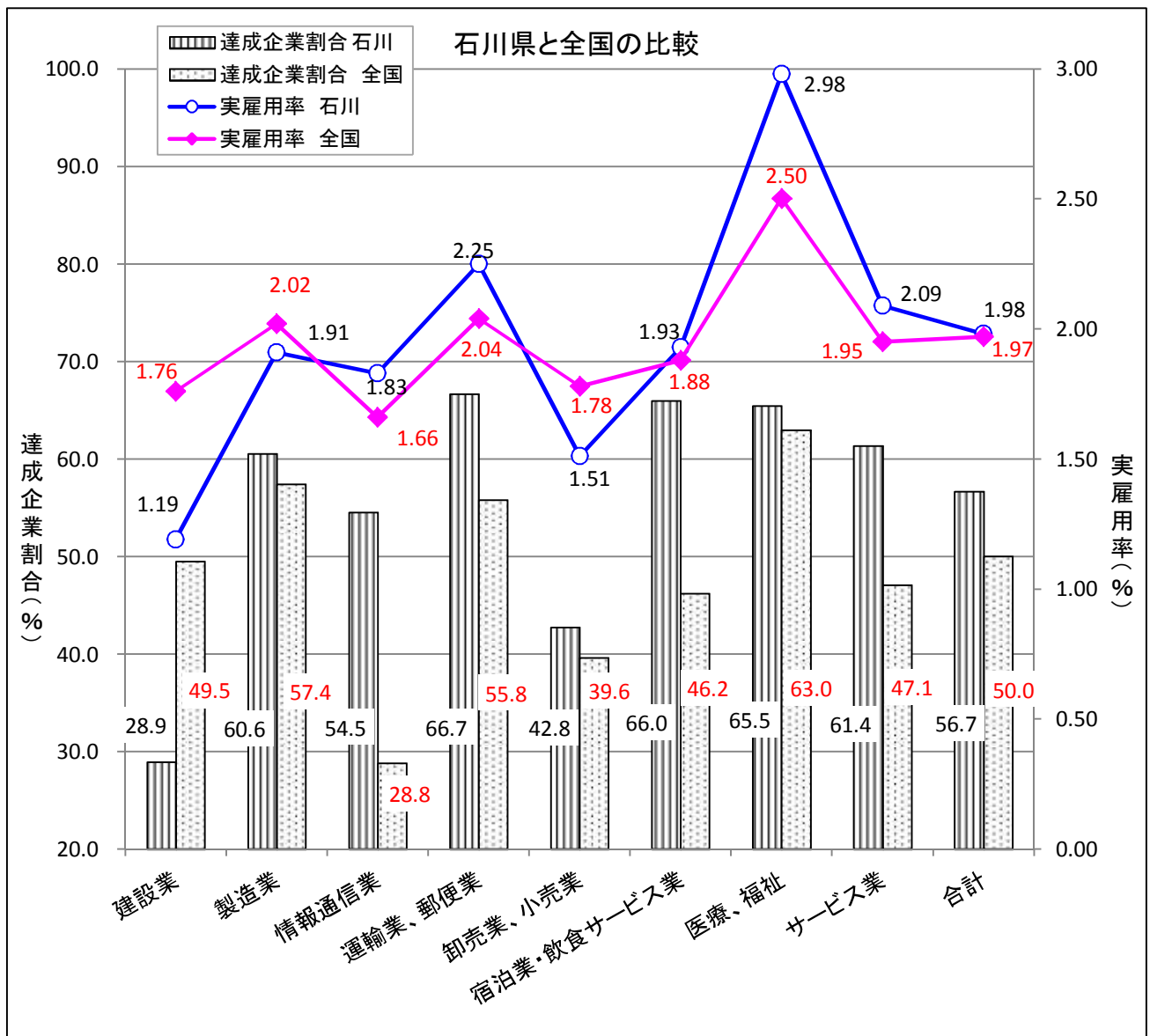
3. 企業規模別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
50～100人未満	502	277	225	55.2	0.2	34,777.0	690.0	11.6	1.98	0.09
100～300人未満	368	219	149	59.5	0.3	57,572.5	1,109.5	15.3	1.93	0.22
300～500人未満	60	28	32	46.7	△ 5.5	20,844.5	432.0	△ 15.0	2.07	△ 0.08
500～1,000人未満	44	29	15	65.9	△ 0.8	26,904.5	565.0	12.9	2.10	0.04
1,000人以上	18	9	9	50.0	16.7	33,433.0	640.5	15.9	1.92	0.09
合 計	992	562	430	56.7	0.2	173,531.5	3,437.0	9.4	1.98	0.10



4. 産業別障害者雇用状況（石川県内）

	対象 企業数 (社)	雇用率達成状況(社)		達成企業 の割合 (%)	前年比 (P)	対 象 労働者数 (人)	うち 障害者数 (人)	障害者数 前年比 (%)	実雇用率 (%)	前年比 (P)
		達成企業	未達成 企業							
建設業	38	11	27	28.9	△ 1.4	5,475.5	65.0	27.5	1.19	0.18
製造業	289	175	114	60.6	△ 4.0	57,546.5	1,097.0	3.1	1.91	△ 0.01
情報通信業	33	18	15	54.5	5.9	6,968.0	127.5	8.5	1.83	0.25
運輸業、郵便業	57	38	19	66.7	1.9	8,832.0	198.5	5.0	2.25	0.03
卸売業、小売業	166	71	95	42.8	△ 1.0	30,228.5	455.0	5.6	1.51	△ 0.04
宿泊業・飲食サービス業	50	33	17	66.0	△ 6.7	7,151.0	138.0	12.2	1.93	0.00
医療、福祉	168	110	58	65.5	5.5	24,597.0	733.5	24.0	2.98	0.48
サービス業	88	54	34	61.4	4.9	13,736.5	287.5	4.9	2.09	0.18
上記以外	103	52	51	50.5	3.5	18,996.5	335.0	11.5	1.76	0.12
合計	992	562	430	56.7	0.2	173,531.5	3,437.0	9.4	1.98	0.10



付属資料

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である(なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

- 民間企業 ……………
 - 一般の民間企業 …………… 2. 0 %
(50人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 3 %
〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 2 %
(45.5人以上規模の機関)

(カッコ内は、それぞれの割合(法定雇用率)によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

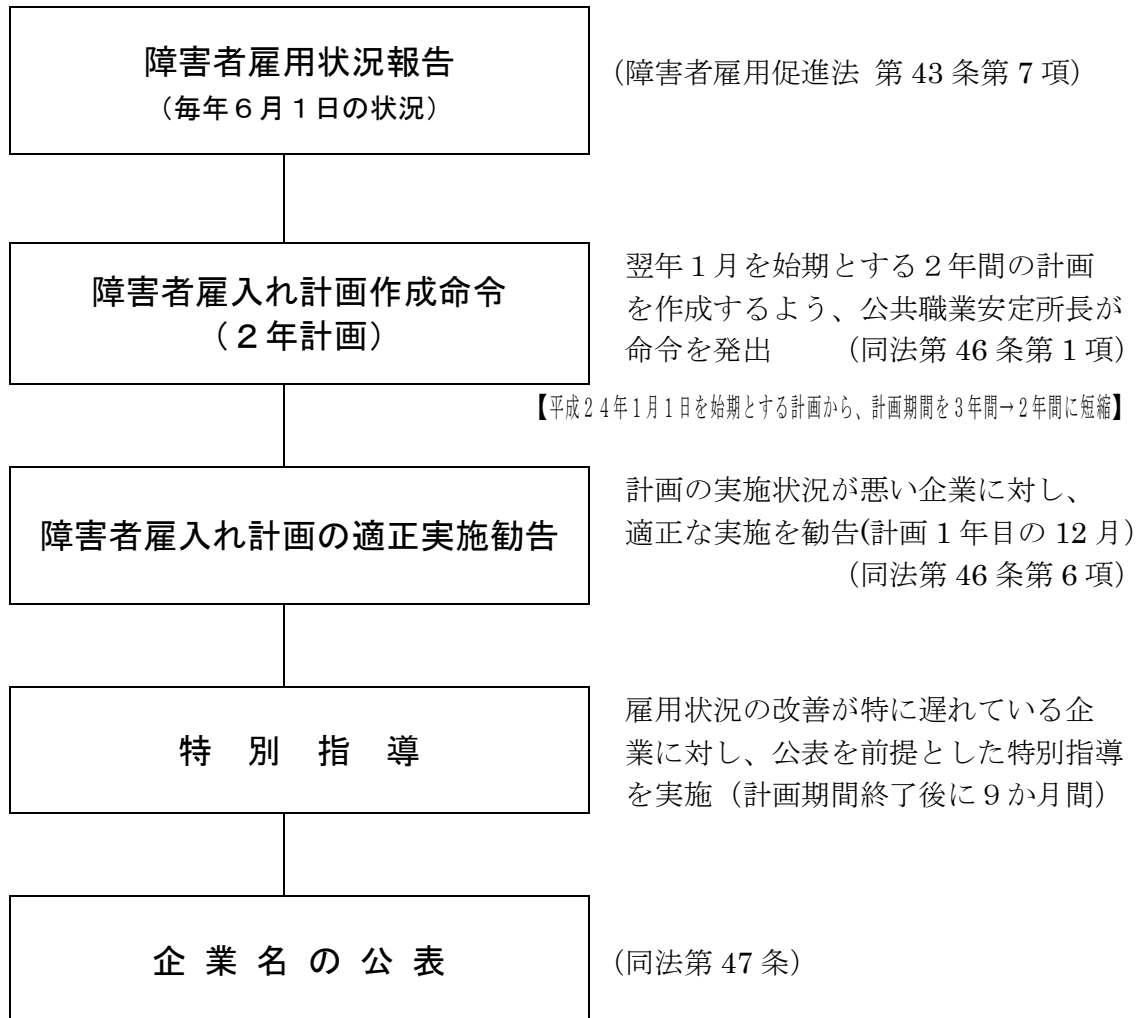
※特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者)については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.0%)

(1) 概況

① 概況【第1表】

(人、%)

区分	① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
28年度	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5	1.92	48.8
29年度	992	173,531.5	755	1,454	146	654	3,437.0	1.98	56.7	1.97	50.0

② 障害種別雇用状況【第2表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
28年度	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5
29年度	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	444.5

[1(1)①表【第1表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(以下、「基礎労働者数」という。)」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

[1(1)②表【第2表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況【第3表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合	全国	
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成企業の 割合
規模計	H28	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5	1.88	47.2
	H29	992	173,531.5	755	1,454	146	654	3,437.0	1.98	56.7	1.97	50.0
50～100人未満	H28	467	32,807.5	117	236	52	193	618.5	1.89	55.0	1.55	45.7
	H29	502	34,777.0	144	269	51	164	690.0	1.98	55.2	1.60	46.5
100～300人未満	H28	360	56,169.5	218	443	35	96	962.0	1.71	59.2	1.74	52.2
	H29	368	57,572.5	236	448	57	265	1,109.5	1.93	59.5	1.81	54.1
300～500人未満	H28	67	23,665.0	111	234	18	68	508.0	2.15	52.2	1.82	44.8
	H29	60	20,844.5	92	202	16	60	432.0	2.07	46.7	1.82	45.8
500～1000人未満	H28	39	24,273.5	120	230	11	39	500.5	2.06	66.7	1.93	48.1
	H29	44	26,904.5	134	266	10	42	565.0	2.10	65.9	1.97	48.6
1,000人以上	H28	18	30,124.5	129	218	11	131	552.5	1.83	33.3	2.12	58.9
	H29	18	33,433.0	149	269	12	123	640.5	1.92	50.0	2.16	62.0

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第4表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
規模計	H28	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5
	H29	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	444.5
50～100人未満	H28	618.5	100	146	31	37	395.5	17	56	21	49	135.5	34	107	87.5
	H29	690.0	123	165	32	26	456.0	21	65	19	44	148.0	39	94	86.0
100～300人未満	H28	962.0	199	279	31	42	729.0	19	92	4	26	147.0	72	28	86.0
	H29	1,109.5	214	279	54	61	791.5	22	91	3	60	168.0	78	144	150.0
300～500人未満	H28	508.0	100	123	16	22	350.0	11	55	2	30	94.0	56	16	64.0
	H29	432.0	82	97	14	25	287.5	10	64	2	8	90.0	41	27	54.5
500～1000人未満	H28	500.5	109	127	6	12	357.0	11	69	5	15	103.5	34	12	40.0
	H29	565.0	116	129	9	12	376.0	18	85	1	12	128.0	52	18	61.0
1,000人以上	H28	552.5	119	164	11	30	428.0	10	26	0	31	61.5	28	70	63.0
	H29	640.5	137	178	11	26	476.0	12	34	1	25	71.5	57	72	93.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況【第5表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②)×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
産業計	H28	951	167,040.0	695	1,361	127	527	3,141.5	1.88	56.5
	H29	992	173,531.5	755	1,454	146	654	3,437.0	1.98	56.7
建設業 06～08	H28	33	5,057.5	14	23	0	0	51.0	1.01	30.3
	H29	38	5,475.5	15	34	0	2	65.0	1.19	28.9
製造業 09～32	H28	285	55,415.5	280	470	18	32	1,064.0	1.92	64.6
	H29	289	57,546.5	293	476	14	42	1,097.0	1.91	60.6
情報通信業 37～41	H28	37	7,420.5	30	49	4	9	117.5	1.58	48.6
	H29	33	6,968.0	35	56	1	1	127.5	1.83	54.5
運輸業・郵便業 42～49	H28	54	8,504.0	39	96	3	24	189.0	2.22	64.8
	H29	57	8,832.0	42	101	2	23	198.5	2.25	66.7
卸売・小売業 50～61	H28	153	27,938.5	90	166	19	132	431.0	1.54	43.8
	H29	166	30,228.5	97	173	20	136	455.0	1.51	42.8
金融・不動産業 62～70	H28	24	6,143.5	32	36	3	10	108.0	1.76	41.7
	H29	26	6,728.0	32	42	4	12	116.0	1.72	42.3
学術研究・専門・ 技術サービス業 71～74	H28	11	1,148.5	4	4	0	0	12.0	1.04	27.3
	H29	13	1,315.5	4	6	0	0	14.0	1.06	38.5
宿泊業・飲料 サービス業 75～77	H28	44	6,387.5	16	69	9	26	123.0	1.93	72.7
	H29	50	7,151.0	21	77	7	24	138.0	1.93	66.0
生活関連サービス・ 娯楽業 78～80	H28	27	3,194.5	13	26	1	8	57.0	1.78	59.3
	H29	26	2,952.5	13	32	3	7	64.5	2.18	76.9
教育・学習支援業 81～82	H28	13	3,648.5	12	25	3	6	55.0	1.51	38.5
	H29	14	3,726.5	11	29	7	3	59.5	1.60	28.6
医療福祉 83～85	H28	155	23,667.5	96	229	49	243	591.5	2.50	60.0
	H29	168	24,597.0	119	245	70	361	733.5	2.98	65.5
複合サービス業 86～87	H28	17	3,753.0	14	28	4	7	63.5	1.69	52.9
	H29	17	3,817.0	19	30	3	8	75.0	1.96	47.1
サービス業 88～96	H28	92	14,353.0	55	135	14	30	274.0	1.91	56.5
	H29	88	13,736.5	54	147	15	35	287.5	2.09	61.4
その他 01～05 33～36	H28	6	408.0	0	5	0	0	5.0	1.23	50.0
	H29	7	457.0	0	6	0	0	6.0	1.31	57.1

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

② 障害種別雇用状況【第6表】

(人)

区分	① 障害者の数	②身体障害者						③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5	
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外					
産業計	H28	3,141.5	627	839	95	143	2,259.5	68	298	32	151	541.5	224	233	340.5
	H29	3,437.0	672	848	120	150	2,387.0	83	339	26	149	605.5	267	355	444.5
建設業 06~08	H28	51.0	11	18	0	0	40.0	3	0	0	0	6.0	5	0	5.0
	H29	65.0	13	25	0	0	51.0	2	2	0	0	6.0	7	2	8.0
製造業 09~32	H28	1,064.0	256	283	11	16	814.0	24	120	7	10	180.0	67	6	70.0
	H29	1,097.0	269	274	13	18	834.0	24	128	1	11	182.5	74	13	80.5
情報通信業 37~41	H28	117.5	30	32	4	1	96.5	0	1	0	1	1.5	16	7	19.5
	H29	127.5	35	30	1	0	101.0	0	2	0	0	2.0	24	1	24.5
運輸業・郵便業 42~49	H28	189.0	31	68	3	12	139.0	8	16	0	7	35.5	12	5	14.5
	H29	198.5	34	67	2	10	142.0	8	18	0	3	35.5	16	10	21.0
卸売・小売業 50~61	H28	431.0	83	116	18	29	314.5	7	22	1	37	55.5	28	66	61.0
	H29	455.0	90	113	19	34	329.0	7	27	1	28	56.0	33	74	70.0
金融・不動産業 62~70	H28	108.0	30	32	3	10	100.0	2	0	0	0	4.0	4	0	4.0
	H29	116.0	30	36	4	9	104.5	2	2	0	0	6.0	4	3	5.5
学術研究・専門・ 技術サービス業 71~74	H28	12.0	4	4	0	0	12.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0
	H29	14.0	4	5	0	0	13.0	0	0	0	0	0.0	1	0	1.0
宿泊業・飲料 サービス業 75~77	H28	123.0	13	35	7	6	71.0	3	20	2	13	34.5	14	7	17.5
	H29	138.0	14	39	5	2	73.0	7	19	2	13	41.5	19	9	23.5
生活関連サービス・ 娯楽業 78~80	H28	57.0	12	16	1	6	44.0	1	8	0	2	11.0	2	0	2.0
	H29	64.5	12	22	2	4	50.0	1	8	1	3	12.5	2	0	2.0
教育・学習支援業 81~82	H28	55.0	12	25	3	5	54.5	0	0	0	0	0.0	0	1	0.5
	H29	59.5	11	27	6	2	56.0	0	0	1	0	1.0	2	1	2.5
医療福祉 83~85	H28	591.5	87	116	31	37	339.5	9	68	18	71	139.5	45	135	112.5
	H29	733.5	102	116	55	46	398.0	17	88	15	83	178.5	41	232	157.0
複合サービス業 86~87	H28	63.5	14	17	3	2	49.0	0	5	1	4	8.0	6	1	6.5
	H29	75.0	13	17	2	3	46.5	6	5	1	4	20.0	8	1	8.5
サービス業 88~96	H28	274.0	44	74	11	19	182.5	11	36	3	6	64.0	25	5	27.5
	H29	287.5	45	73	11	22	185.0	9	38	4	4	62.0	36	9	40.5
その他 01~05 33~36	H28	5.0	0	3	0	0	3.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0.0
	H29	6.0	0	4	0	0	4.0	0	2	0	0	2.0	0	0	0.0

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

③ 主な製造業における雇用状況(概況)【第7表】

(人、%)

区分		① 企業数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる労働者 数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成企業の 割合
				A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)		
製造業計	H28	285	55,415.5	280	470	18	32	1,064.0	1.92	64.6
	H29	289	57,546.5	293	476	14	42	1,097.0	1.91	60.6
食料品・たばこ 09・10	H28	41	6,018.5	25	74	5	14	136.0	2.26	58.5
	H29	44	6,279.0	26	67	7	20	136.0	2.17	68.2
繊維 11	H28	34	4,326.0	21	39	0	4	83.0	1.92	64.7
	H29	34	4,342.0	22	38	0	6	85.0	1.96	70.6
金属製品 24	H28	26	3,010.0	18	23	2	2	62.0	2.06	69.2
	H29	28	3,285.5	16	23	0	3	56.5	1.72	64.3
電気機械器具 29	H28	30	12,186.0	86	81	7	5	262.5	2.15	70.0
	H29	28	13,514.0	93	95	2	4	285.0	2.11	67.9

注 1(1)①の表【第1表】と同じ

④ 主な製造業における雇用状況(障害種別)【第8表】

(人)

区分		① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
			短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
			a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
製造業計	H28	1,064.0	256	283	11	16	814.0	24	120	7	10	180.0	67	6	70.0
	H29	1,097.0	269	274	13	18	834.0	24	128	1	11	182.5	74	13	80.5
食料品・たばこ 09・10	H28	136.0	12	34	4	7	65.5	13	35	1	4	64.0	5	3	6.5
	H29	136.0	14	27	6	5	63.5	12	34	1	7	62.5	6	8	10.0
繊維 11	H28	83.0	21	26	0	2	69.0	0	9	0	1	9.5	4	1	4.5
	H29	85.0	22	23	0	2	68.0	0	10	0	1	10.5	5	3	6.5
金属製品 24	H28	62.0	16	17	1	2	51.0	2	3	1	0	8.0	3	0	3.0
	H29	56.5	14	17	0	2	46.0	2	5	0	1	9.5	1	0	1.0
電気機械器具 29	H28	262.5	83	41	2	1	209.5	3	21	5	2	33.0	19	2	20.0
	H29	285.0	89	51	2	1	231.5	4	25	0	2	34.0	19	1	19.5

注 1(1)②の表【第2表】と同じ

(4)民間企業における雇用状況の推移【第9表】

(各年6月1日現在)

年	障害者数 (人)	対前年増減 (人)	実雇用率 (%)	対前年増減 (P)	対象企業数(社)			法定雇用率		法定 雇用率
					達成 企業数	未達成 企業数	達成企業の割合 (%)	対前年増減 (P)		
昭和 52 年	1,018	—	1.35	—	398	244	154	61.3	—	1.5
53	1,042	24	1.42	0.07	381	222	159	58.3	△ 3.0	◇雇用率の改定経過 S51年10月1日 1.50% S63年4月1日 1.60% H10年7月1日 1.80% H25年4月1日 2.00%
54	1,053	11	1.40	△ 0.02	388	226	162	58.2	△ 0.0	
55	1,136	83	1.44	0.04	420	249	171	59.3	1.0	
56	1,235	99	1.54	0.10	418	260	158	62.2	2.9	
57	1,294	59	1.59	0.06	416	270	146	64.9	2.7	
58	1,299	5	1.59	△ 0.00	417	272	145	65.2	0.3	
59	1,295	△ 4	1.54	△ 0.05	426	267	159	62.7	△ 2.6	
60	1,331	36	1.53	△ 0.01	452	282	170	62.4	△ 0.3	
61	1,236	△ 95	1.41	△ 0.12	450	262	188	58.2	△ 4.2	
62	1,200	△ 36	1.32	△ 0.10	471	276	195	58.6	0.4	
63	1,471	271	1.52	0.21	537	311	226	57.9	△ 0.7	
平成 元 年	1,560	89	1.54	0.01	562	319	243	56.8	△ 1.2	
2	1,677	117	1.57	0.03	586	344	242	58.7	1.9	
3	1,718	41	1.56	△ 0.01	582	330	252	56.7	△ 2.0	
4	1,890	172	1.60	0.04	651	387	264	59.4	2.7	
5	1,970	80	1.67	0.06	651	393	258	60.4	0.9	
6	1,983	13	1.67	0.01	653	379	274	58.0	△ 2.3	
7	1,966	△ 17	1.67	0.00	638	366	272	57.4	△ 0.7	
8	2,002	36	1.68	0.01	659	375	284	56.9	△ 0.5	
9	2,019	17	1.70	0.02	661	382	279	57.8	0.9	
10	2,024	5	1.70	0.00	648	375	273	57.9	0.1	
11	2,005	△ 19	1.66	△ 0.04	710	365	345	51.4	△ 6.5	
12	1,968	△ 37	1.67	0.01	692	382	310	55.2	3.8	
13	2,022	54	1.67	△ 0.00	709	381	328	53.7	△ 1.5	
14	1,985	△ 37	1.67	△ 0.00	693	373	320	53.8	0.1	
15	1,982	△ 3	1.66	△ 0.01	698	359	339	51.4	△ 2.4	
16	2,091	109	1.64	△ 0.02	719	380	339	52.9	1.4	
17	2,103	12	1.61	△ 0.03	723	382	341	52.8	△ 0.0	
18	2,128.5	25.5	1.53	△ 0.08	776	371	405	47.8	△ 5.0	
19	2,149.5	21.0	1.57	0.04	768	370	398	48.2	0.4	
20	2,281.5	132.0	1.62	0.05	789	408	381	51.7	3.5	
21	2,258.0	△ 23.5	1.60	△ 0.02	783	397	386	50.7	△ 1.0	
22	2,230.5	△ 27.5	1.62	0.02	772	416	356	53.9	3.2	
23	2,291.5	61.0	1.56	△ 0.06	796	417	379	52.4	△ 1.5	
24	2,330.5	39.0	1.57	0.01	812	427	385	52.6	0.2	
25	2,641.5	311.0	1.69	0.12	912	441	471	48.4	△ 4.2	
26	2,905.5	264.0	1.82	0.13	927	480	447	51.8	3.4	
27	3,039.5	134.0	1.86	0.04	932	506	426	54.3	2.5	
28	3,141.5	102.0	1.88	0.02	951	537	414	56.5	2.2	
29	3,437.0	295.5	1.98	0.10	992	562	430	56.7	0.2	

◇雇用率の改定経過

S51年10月1日 1.50%
S63年4月1日 1.60%
H10年7月1日 1.80%
H25年4月1日 2.00%

注1 障害者数とは、次に掲げる者の合計である。

～昭和62年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)

昭和63年～平成4年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者

平成5年～平成17年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者
(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

平成23年 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、
知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、
精神障害者、
重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び重度以外知的障害者並びに
精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

(5)障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数【第10表】

区分		①法定雇用率 未達成企業の数	②不足数						③障害者の数が 0人である企業数
			0.5人 又は 1人	1.5人 又は 2人	2.5人 又は 3人	3.5人 又は 4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上	
規模計	H28	414	288 (69.6)	84 (20.3)	20 (4.8)	14 (3.4)	8 (1.9)	0 (0.0)	243 (58.7)
	H29	430	318 (74.0)	72 (16.7)	23 (5.3)	9 (2.1)	7 (1.6)	1 (0.2)	252 (58.6)
50～100人未満	H28	210	210 (100.0)	- -	- -	- -	- -	- -	197 (93.8)
	H29	225	225 (100.0)	- -	- -	- -	- -	- -	211 (93.8)
100～300人未満	H28	147	62 (42.2)	69 (46.9)	10 (6.8)	6 (4.1)	- -	- -	46 (31.3)
	H29	149	77 (51.7)	56 (37.6)	12 (8.1)	4 (2.7)	- -	- -	41 (27.5)
300～500人未満	H28	32	9 (28.1)	13 (40.6)	7 (21.9)	3 (9.4)	- -	- -	-
	H29	32	11 (34.4)	8 (25.0)	8 (25.0)	3 (9.4)	2 (6.3)	- -	-
500～1000未満	H28	13	5 (38.5)	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	2 (15.4)	- -	-
	H29	15	4 (26.7)	6 (40.0)	1 (6.7)	2 (13.3)	2 (13.3)	- -	-
1000人以上	H28	12	2 (16.7)	- -	1 (8.3)	3 (25.0)	- (50.0)	- -	-
	H29	9	1 (11.1)	2 (22.2)	2 (22.2)	- -	3 (33.3)	1 (11.1)	-

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

注2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

2 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.3%の機関)

① 概況【第11表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合	(人、%) 全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
28年度	35	15,522.0	83	192	7	9	369.5	2.38	94.3	2.47	88.6
29年度	35	15,791.0	81	205	3	12	376.0	2.38	94.3	2.49	88.8

② 障害種別雇用状況【第12表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
28年度	369.5	83	176	7	6	352.0	0	3	0	0	3.0	13	3	14.5
29年度	376.0	81	182	3	10	352.0	0	3	0	0	3.0	20	2	21.0

〔2①表【第11表】の注〕

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。)」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。

2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。

3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

〔2②表【第12表】の注〕

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。

3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。

4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

3 地方公共団体における雇用状況(法定雇用率2.2%の機関)

① 概況【第13表】

区分	① 機関数	② 法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	③障害者数					④ 実雇用率 (E÷②×100)	⑤ 法定雇用率 達成機関の 割合	(人、%) 全国	
			A. 重度身体障害者、 重度知的障害者	B. 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	C. 短時間である 重度身体障害者、 重度知的障害者	D. 短時間である 重度以外の身体障害者、 知的障害者、精神障害者	E. 合計 (A×2+B+C+D×0.5)			実雇用率	法定雇用率 達成機関の 割合
28年度	3	7,012.0	27	101	1	1	156.5	2.23	100.0	2.18	80.0
29年度	3	6,934.0	29	96	2	1	156.5	2.26	100.0	2.22	84.4

② 障害種別雇用状況【第14表】

区分	① 障害者の数	②身体障害者					③知的障害者					④精神障害者		
		短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	短時間以外		短時間		e. 計 a×2+b+c+d×0.5	b.短時間 以外	d.短時間	e. 計 b+d×0.5
		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外		a.重度	b.重度以外	c.重度	d.重度以外				
28年度	156.5	27	96	1	1	151.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0
29年度	156.5	29	91	2	1	151.5	0	0	0	0	0.0	5	0	5.0

[3①表【第13表】の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(以下、「基礎職員数」という。)」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。また、平成23年調査から基礎職員数に短時間勤務職員(1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満)が1人を0.5人に相当するものとして算定されることになった。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「短時間労働者である重度以外の身体障害者、知的障害者、精神障害者」については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、23年調査から、短時間勤務職員である重度以外の身体障害者、知的障害者が実雇用率に算定されることになった。
- 3 A、B欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、C、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

[3②表【第14表】の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④のe欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントしている。
- 3 ②③④d欄の重度障害者以外の短時間労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、e欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のa、b欄及び④のb欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のc欄及び②③④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。

第15表

4 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%の機関)

平成29年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県	4,392.0	106.0	2.41	0.0	
2	石川県警察本部	325.0	7.0	2.15	0.0	
3	金沢市	2,235.5	51.5	2.30	0.0	
4	七尾市	873.5	17.0	1.95	3.0	注4
5	小松市	867.5	20.0	2.31	0.0	
6	輪島市	479.0	11.0	2.30	0.0	
7	珠洲市	246.0	8.0	3.25	0.0	
8	加賀市	598.0	14.0	2.34	0.0	
9	羽咋市	154.0	4.0	2.60	0.0	
10	白山市	804.5	15.0	1.86	3.0	注4
11	かほく市	343.5	7.0	2.04	0.0	
12	能美市	444.0	10.0	2.25	0.0	
13	野々市市	251.0	5.0	1.99	0.0	
14	川北町	65.0	1.0	1.54	0.0	
15	津幡町	240.5	6.0	2.49	0.0	
16	内灘町	184.0	6.0	3.26	0.0	
17	志賀町	239.0	7.0	2.93	0.0	
18	宝達志水町	182.5	4.0	2.19	0.0	
19	中能登町	171.0	3.0	1.75	0.0	
20	穴水町	229.0	8.0	3.49	0.0	
21	能登町	308.0	8.0	2.60	0.0	
22	七尾市教育委員会	158.5	4.0	2.52	0.0	
23	輪島市教育委員会	95.5	3.5	3.66	0.0	
24	加賀市教育委員会	131.0	3.0	2.29	0.0	
25	白山市教育委員会	107.0	4.0	3.74	0.0	
26	かほく市教育委員会	110.0	2.0	1.82	0.0	
27	能美市教育委員会	190.0	4.0	2.11	0.0	
28	野々市市教育委員会	46.0	1.0	2.17	0.0	
29	津幡町教育委員会	79.0	4.0	5.06	0.0	
30	内灘町教育委員会	61.0	2.0	3.28	0.0	
31	能登町教育委員会	63.0	1.0	1.59	0.0	
32	白山石川医療企業団	384.5	11.0	2.86	0.0	
33	羽咋郡市広域圏事務組合	209.0	4.0	1.91	0.0	
34	金沢市企業局	234.0	7.0	2.99	0.0	
35	加賀市医療センター	290.0	7.0	2.41	0.0	
	合 計	15,791.0	376.0	2.38	6.0	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 七尾市においては、9月1日現在において障害者の数21人、実雇用率2.41%、不足数0人となっている。
白山市においては、10月1日現在において障害者の数18人、実雇用率2.23%、不足数0人となっている。

5 地方公共団体における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.2%の機関)

平成29年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県教育委員会	6,268.0	137.0	2.19	0.0	
2	金沢市教育委員会	500.0	14.0	2.80	0.0	
3	小松市教育委員会	166.0	5.5	3.31	0.0	
	合 計	6,934.0	156.5	2.26	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

第17表

6 地方独立行政法人における障害者雇用状況一覧(法定雇用率2.3%)

平成29年6月1日現在

	機 関 名	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1	石川県公立大学法人	151.0	4.0	2.65	0.0	
2	公立大学法人 金沢美術工芸大学	53.5	1.0	1.87	0.0	
	合 計	204.5	5.0	2.44	0.0	

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。